

フィッチ、EU規制の枠組みの下での登録を申請

フィッチ・レーティングス—ロンドン/ニューヨーク—2010年8月27日：
フィッチ・レーティングス（フィッチ）は、信用格付会社に関する欧州連合（EU）規則に基づき、EU域内のグループ会社の登録を申請した。

本規則（信用格付会社に関する2009年9月16日の欧州議会および理事会規則（EC）No 1060/2009）は、昨年12月に施行され、EU域内の規制対象事業体によって利用される格付を付与する格付会社の登録、規制および監督について正式な枠組みを定めている。本規則はさらに、利益相反の管理・開示の強化、透明性・開示に関する要件の厳格化など、その他の多くのテーマへの対処も行っている。

フィッチではここ数年来、格付およびリサーチに関する信頼性と透明性の向上に向けた広範な取り組みを推進してきた。また、フィッチが業務を行っている各国の規制の変化を反映し、各種方針および手続の改訂や導入を行った。これらの詳細については、フィッチのウェブサイト（www.fitchratings.com）で閲覧可能である。

（本稿は原文「Fitch Ratings Applies for Registration Under EU Regulatory Framework」（2010年8月27日付）をもとに作成されています。）

照会先：
Sharon Raj
Regional Compliance Officer, EMEA/Asia
+44 (0)20 7417 6341
101 Finsbury Pavement, London, EC2A IRS

Susan Launi
Senior European Counsel
+44 (0)20 7682 7470

Mary Metz
Chief Compliance Officer
+1-212-908-0537

メディア照会先：Julian Dennison, London, Tel: +44 020 7682 7480, Email:
julian.dennison@fitchratings.com; Daniel Noonan, New York, Tel: +1 (212) 908-0706, Email:
daniel.noonan@fitchratings.com.

さらなる情報については、弊社ウェブサイト www.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp（日本語）より入手可能です。

フィッチの全信用格付は、所定の制約及び免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約及び免責事項をご覧ください（www.fitchratings.co.jp：「格付の定義」>「格付の概要」>「信用格付を理解する：利用と制約」）。さらに、格付の定義及び利用規約は弊社のウェブサイト www.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp（日本語）に掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンス及びその他の方針・手続等も www.fitchratings.co.jp 上の「行動規範」のセクションにてご覧いただけます。